

分担金・拠出金の名称	国際海洋法裁判所 (ITLOS) 分担金	評価	B
拠出先の国際機関名	国際海洋法裁判所 (ITLOS)		
国際機関の概要	国際海洋法裁判所 (以下「ITLOS」という。)は、海洋における国家の権利義務を包括的に規律する国連海洋法条約 (以下「UNCLOS」という。))に基づき、1996年に独・ハンブルクに設立された、21名の裁判官 (任期9年) で構成される裁判所。(1)UNCLOSの解釈又は適用に関する紛争であって、UNCLOS第15部 (紛争の解決) に従って付託されるもの、及び(2)UNCLOSの目的に関係のある国際協定の解釈又は適用に関する紛争であって、当該協定に従って付託されるものにつき管轄権を有する。		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		達成状況	
1. (1) 成果目標: ITLOSへの分担金拠出を通じて、「海における法の支配」の実現のため、海洋法に関する国際紛争の解決にITLOSが果たす役割を支持・促進させる。 活動指標: ITLOSの円滑な司法活動の確保。		ITLOSは、UNCLOSに基づく紛争解決制度において、重要な位置付けを与えられているが、近年特に、深海底における活動や海洋境界画定、違法漁業に対する国家の責任など、重要な論点を含む国家間の海洋紛争が相次いで付託され、これに判断を下すことを通じて、国際海洋法秩序の発展に貢献し、我が国が掲げる主要な外交目標の一つである「海における法の支配」の実現に大いに寄与している。 加えて、近年、我が国が当事国となった4件の国際裁判の事例のうち、実に3件 (「みなみまぐろ」事件暫定措置手続並びに「豊新丸」事件及び「富丸」事件早期釈放手続) がITLOSにおいて扱われたものであり、我が国の個別の海洋法上の外交課題の解決に寄与している裁判所であると言える。	
(2) 成果目標: ITLOSに関する我が国の発言力・影響力を確保する。 活動指標: 邦人裁判官の確保、国連海洋法条約締約国会議その他の関連会議における発言力の確保。		ITLOSは裁判機関であり、その活動に直接的に国家が影響を及ぼすことは認められない一方、我が国が、ITLOS設立以来、最大分担金拠出国であることは、ITLOS及び各国から高く評価されている。特に、国連海洋法条約締約国会議 (SPLOS) におけるITLOSの予算審議では、最大分担金拠出国として極めて大きな発言力を有し、議論をリードしている。 また、我が国は、ITLOS設立以来、常時1名の邦人裁判官の議席を確保してきている (山本草二裁判官 (1996年10月1日から9年間)、柳井俊二裁判官 (2005年10月1日から現職)) が、裁判官選挙では、我が国が最大分担金拠出国としてITLOSに多大な貢献を行っていることに対する加盟国の高い評価が、我が国が指名する候補者への集票に有利に影響していると考えられる (なお、2011年10月から2014年9月にかけては、我が国出身の柳井裁判官が所長を務めるなど、更に大きなプレゼンスを示した。)	
(3) 成果目標: 効率的な財政マネジメントの実現 活動指標: ITLOSの適切な財政マネジメントを実現する。		ITLOSについては、国連海洋法条約締約国会議 (SPLOS) において、採択される2か年予算によって活動している。ITLOSは、近年付託される事案の数が増える中でも、長年に渡って職員増を要求することなく対応してきた。また、予算の経常経費部分については、例年95%以上の高い執行率を維持している。予算編成に際しては、我が国の指摘に応じて構成の見直しを行い、SPLOSでの締約国からの要請に応じて、自発的な経費節減にも応じるなど、締約国の監督の下適切な財政マネジメントを行っている。	
(4) 成果目標: ITLOSにおける優秀な邦人裁判官の選出・職員の採用を促進し、人的に貢献する。 活動指標: ITLOSでの業務を希望する専門的知見を有する人材をITLOSに採用させる。		我が国は、ITLOS設立以来、常時1名の邦人裁判官の議席を確保してきている (山本草二裁判官 (1996年10月1日から9年間)、柳井俊二裁判官 (2005年10月1日から現職))。 ITLOS書記局には、過去に邦人職員が採用された実績がある (行財政担当P5職員) が、書記局の規模が小さいこと (現在定員38名)、裁判所の作業言語である英仏二カ国語にある程度精通していることが求められるなど要求水準が高いことから、現在は邦人職員はいない。	
2. PDCAサイクルの確保		①Plan: ITLOS書記局策定の予算案をSPLOSで審議、承認; ②Do: 我が国の分担金支払い; ③Check: 外部監査機関による収支報告書の監査; ④Act: SPLOSにおいて予算執行状況及び外部監査機関の報告を評価し、要改善事項についてITLOSに問題提起。 ITLOSでは、予算審議プロセスに専門家による審査の過程がなく、予算案が直接SPLOSに提出されている点が問題。我が国として、他の主要国と協力して制度の改善を主張しているが、他国の反対があり実現していない。	
担当課・室名	国際法局海洋室		